

# 東洋史研究

通卷第十卷第二號 昭和廿三年四月發行

## 新出敦煌石室遺書特に壽昌縣地鏡について

森 鹿 三

今世紀の中國研究はエージ・オブ・ディスカヴァリーズだといはれる。誠に發見時代の名に値するほどに無盡藏な新資料が發見提供せられ、中國研究に清新にして強烈な刺激を與へたのである。或は華北に於ける新石器時代ならびに舊石器時代の遺物遺蹟の發見、或は北は山西渾源縣より南は淮河流域に及ぶ各地より出土した所謂秦銅器の發見、或は内蒙古・滿洲・朝鮮に於ける漢代古墳の發掘と棺槨・壁畫・副葬品等の發見、また降つては北京の清朝内閣大庫舊藏にかかる元・明・清間の古文書・古記録の發見など、いづれも中國研究の新展開を促進する原動力となつたのである。だが最も強力な刺激を與へたものは、本世紀の直前に河南安陽縣の殷虛から出土した龜甲獸骨に銘刻せる所謂甲骨文字と、前世紀末より本世紀のはじめにかけて中國の西北角、甘肅省の西部ならびに新疆省の各地よりヨーロッパその他諸國の探險隊によつて發見せられた古文獻であつて、この兩者を以てこの發見時代の雙璧となすことは、誰人も首肯する所であらう。前者の發見は中國文字學の新展開を促進し、文字

の解讀はひいて中國古史の解明を刺激し、その後の組織的な發掘工作と相俟つて、從來の古代史を全く一變せしめたのである。それに對して後者の發見は、中國中世史の解明に對して大きな寄與をなしたものといひえよう。

その發見品はただに古文獻のみならず、古器物・古美術等にも及ぶのであつて、漢・晉時代の木簡にかかれた記錄文書、六朝・隋・唐・宋初に至る時期の古文書・古寫本刊本、また同時期の繪畫・彫刻・泥像・印章・錢貨等に互るのである。その中に在つて甘肅敦煌縣の千佛洞より發見された古文獻は、質量ともにこの一群の發見品中の王座を占めるものであつて、この新資料を驅使する新研究が特に敦煌學の名稱を附與せられる所以でもある。

さてこの敦煌石室遺書は、その殆どがイギリスのスタイン卿とフランスのペリオ教授に持去られて了つたのであるが、羅振玉氏によつていち早く、その移録或は景印が行はれたため、研究上大いなる便宜が與へられたのである。敦煌石室遺書、鳴沙石室遺書、鳴沙石室佚書正續編、鳴沙石室古籍叢殘、敦煌零拾、敦煌石室碎金等々の刊行は、この千年の祕庫を一般に公開したものといひうる。續いて劉復・向達・王重民等の諸氏が英佛に赴いて祕籍を移録し來り、新資料の紹介を續行したのである。

敦煌石室の遺書の大半、しかも精華の殆どすべては英佛に持去られたが、中國にも八千卷に及ぶ古寫本が殘されたのである。陳垣氏の敦煌劫餘錄はその整理された結果であつて、その後、向達氏の敦煌叢抄、許國霖氏の敦煌古寫經題記や敦煌雜錄によつて、中國殘存の敦煌石室遺書の面目も判然として來たのである。この八千卷の古寫本は、京師圖書館から引續がれて現在、國立北平圖書館に保管せられてゐる。この外に民間に散落したものも少からずあり、その一部はわが國にも渡來してゐる。

以上は今世紀のはじめに千年の祕庫が開かれて以來、この石室遺書の辿つた經過を瞥見したのであるが、更に

追加すべき事實が明らかになつたから、茲にそれを紹介することにしよう。

戦時中に於ける中國學術界の動きは、雑誌「東光」に掲載しておいたやうに頗るめざましいものがあつて、敦煌學にあつても亦そのことは例外ではないのである。民國三十二年（昭和十八年）三月、教育部は國立敦煌藝術研究所の設立を計劃して、まづ高一涵・常書鴻等の諸氏をその準備委員に任命した。翌年一月一日、敦煌千佛洞に於いてこの研究所は正式に成立したのである。この研究所はその名の如く敦煌の石窟や佛像を實測撮影調査するのが目的であるが、塑像の調査中に六朝の殘經を發見したのである。今までに發見されたものは六十八點で、その中には年代の明記されたものが三點ある。一は興安三年五月十日の題記のある彌勒經である。興安三年は北魏文成帝の治世でキリスト生誕紀元で數へると四五四年に當る。譚勝なる者の書寫に係る。次は孝經の殘篇であつて、末に「和平二年十一月六日虜豐國寫此孝經」といふ題記がある。和平二年は西洋紀元四六一年である。三番目は「佛說灌頂章句拔除罪過生死得度經」の殘卷で、太和十一年五月十五日の題記がある。西紀四八七年に當る。敦煌石室の古寫經には、より古いデイトをもつものはあるが、北平圖書館所藏のものに就いていふと、北魏太安四年七月三日の題記のある戒縁が今まで一番古かつたのであるから、それより四年前のデイトをもつ彌勒經を加へたことは、まづ特筆さるべきであらう。この三點の外は年代不明であるが、その字體ならびに用紙より考察して北魏時代のものだといふ。

一體この敦煌石室の藏書が發見されたのは王道士元籙の墓誌に據ると光緒二十五年（一八九九）五月二十五日のことである。そしてスタイン卿が取經に成功したのは一九〇七年の五月のことであるから、その間八年の歲月を闊してゐるのである。だからその間に散失したものも少くないと思はれるのであつて、げんに葉昌熾の語石に

は、敦煌縣令の汪宗翰から石室より出た寫經と佛畫を贈られたことを記してゐるのである。またスタイン・ペリオ兩氏が持去つたのに狼狽して、時の學部が殘餘の寫本の接收處置をとつた際に、道士が隠匿して渡さなかつたものも少くないのである。また荷造りの後、それを積んだ車が監視もなく縣署の前に停つてゐた間に拔荷されたものも亦相當にあつたやうである。別にペリオ番號で第一六〇窟に保管されてゐた寫經があつたが、これも何時の間にか封緘がとかれて散佚して了つた。それらは土地の人達の手に入り更に又他へ轉賣されたと想像されるのである。民國二十二年に張其昀氏等が敦煌へ赴いた時、まだ一軒の家で二百卷からの遺書を所有してゐたものがあつたといふ。

かかる事情を考慮に入れると、從來知られてゐるものの外に、新資料がこの敦煌の土地から探し出せる可能性が多分にあるわけである。從來この敦煌遺書の整理・紹介・研究に人一倍熱意を示して來た向達氏は、ここに眼を着けて、民國三十一年（昭和十八年）の冬、敦煌に赴き遺寶の檢出につとめたのである。さすがは伯樂で、遂に千金の馬を發見した。次に移録する晋天福十年寫本壽昌縣地鏡がそれである。

西北去州一百二十里。公解一百九十千。戸三百五十九。鄉一。

右本漢龍勒縣。魏正光六年改爲壽昌郡。屬瓜州。故書云。舊瓜州即沙州是也。其州宜種美瓜。故號瓜州。後帝因爲南沙。改爲西瓜州。移瓜州在東。即今州是也。宇文保定四年省入敦煌縣。武德二年又析置壽昌縣。永徽元年廢。乾封二年又置。建中初陷吐蕃。

寺一。永安。鎮二。龍勒・西關。戌三。大水・紫金・西子亭。烽卅四。柵二。堡五。

黑鼻山。縣西南五十里。連延西至紫金。亦號紫金山。又至五亭山。亦號五亭山。

姚閣山。縣東南一百八十里。其山因啓爲名。

龍勒山。縣南一百八十里。周時龍馬朝出咸陽。暮至壽昌。因此山之下遺其銜勒。故名龍勒山。

西紫亭山。縣西南一百九十八里。其山色紫。故以爲名。時人訛爲子亭山。

大澤。縣東七里。水草滋茂。牧放六畜。並在其中。

曲澤。縣西北一百九十里。其澤迂曲。故以爲名。

龍勒泉。縣南一百八十里。按西域云。漢貳師將軍李廣利。西伐大宛。得駿馬。啓而放之。既至此泉飲。鳴噴轡銜落地。因以爲名焉。

龍堆泉。縣南五里。昔有駿馬。來至此泉飲水嘶鳴。宛轉廻旋而去。今驗池南有土堆。有似龍頭。故號爲龍堆泉。

壽昌海。源出縣南十里。方圓一里。深淺不測。即渥池水也。〔暴利〕長得天馬之所。

大渠。縣南十里。從渥洼池。內穿入渠。

石門澗。源出縣東南三里也。

無鹵澗。源出縣西南十里也。

玉門關。縣北一百六十里。漢武帝元鼎九年置。並有都尉。西域傳東即限以玉門陽關也。

亭。縣東六十五里。前漢破羌將軍辛武賢。敗破羌戎於此樂亭。故號破羌亭。

石城。本漢樓蘭國。漢書云。去長安六千一百里。地多沙鹵少田。出玉。傳介子既殺其王。漢立其弟。更名善鄰。隋置善鄰鎮。隋亂。其城乃空。自貞觀中康國大首領康豔典東居此城。胡人隨之。因成聚落。名其城曰興谷城。四面並是沙鹵。上元二年改爲石城鎮。屬沙州。東去沙州一千五百八十里。

屯城。西去石城一百八十里。善鄯質子尉屠耆。歸單弱。請天子。國中有伊循城。地肥美。願遣一將屯田積穀。得依其威重。於是漢遣司馬及吏士。屯田伊循以鎮之即此也。善鄯遂名小善鄯。今名屯城。

新城。康輿典之居善鄯。先修此城。因名新城。漢名弩支城。東去善鄯三百三十里也。

葡萄城。康輿典築。在石城北四里。種葡萄於城中甚美。因號葡萄城也。

薩毗城。在鎮城東南四百八十里。其城康輿典置築。近薩毗城澤險。恒有土蕃土谷賊往來。

善鄯城。周廻一千六百卅步。漢善鄯城見破壞。在石城鎮二十步。

故屯城。在石城西北。

西壽昌城。縣西北五里。漢武八年朔置。

蒲昌海。在石城鎮東北三百廿里。其海圓廣四百里。漢書西域傳此海兩源。一出葱嶺山。一出于闐國南山之下。北流與葱嶺(河)東注蒲昌海。一名鹽澤。流於積石。名中國河也。

播仙鎮。故沮末城。漢書西域傳云。去長安六千八百廿里。隋沮末郡。上元三年改播仙鎮也。

沮末河。源從南山大谷口出。源去鎮五百里。

已前城鎮並落土蕃。亦是胡戎之地也。

晉天福十年乙巳歲六月九日。州學博士翟上壽昌張縣令地鏡一本。

この地鏡一本は現在、敦煌某氏の所有に歸してゐるが秘して人に見せない。向氏は百方手を盡してはみたが、究竟原本をみる事ができず、やつと寶萃五・呂少卿兩氏の處で寫しを得て移録し歸つたのである。それを民國三十三年(昭和十九年)十二月出版の圖書季刊新第五卷第四號に登載してゐるのである。原寫本からの移録では

ないために、疑はしい處を究め正しえてゐないうらみはあるが、ともかくこの貴重な資料を公表された向達氏に感謝せねばならぬ。更にわれわれは、この新資料を掲載せる圖書季刊をわが學界へ提供せられた張鳳舉先生にも謝意を表したいのである。現在この雜誌が幾部、わが國にもたらされてゐるか知らないが、極めてレジャーなものであることは事實である。幸にしてその一部が、張先生からわが東方文化研究所に恵授せられたので、本誌をかりてこの貴重資料發見の喜びを同學諸兄に頒つ次第である。

さてこの新資料については、向氏が相當に詳密な疏釋を施してゐることであり、一方私自身所謂敦煌學の知識が浅いことでもあるから、單に新資料の紹介に止めておいてよいわけである。また私としてはそれ以上には及びえないこともある。だが平素、中國の地理學に興味をもつてゐる者にとつて、この新出資料は異常なる衝擊を與へずにはおかぬ魅力を潜めてゐるのである。そこでこの資料紹介を機縁に、若干の感慨を綴つておきたい。

一體、敦煌石室の祕庫からは幾多の地理書が出現してゐるのであつて、總志即ち中國全土の地理を記したものは貞元十道錄と諸道山河地名要略とが發見された。尤も貞元十道錄の方は羅振玉氏が考定して名づけた所であつて、果して賈耽の撰した貞元十道錄であるかどうか決定し難い。だが唐代後半期に撰述された總志であることは明らかで、從來全く知られなかつた貴重な資料である。羅氏の鳴沙石室佚書中にその景印本が收められてゐる。因みに貞元十道錄は貞元十八年（西紀八〇二年）賈耽七十三歳の時の著書である。その序文が權載之文集に收められてゐるので、その書物の結構を知ることができる。賈氏には有名な海內華夷圖及び古今郡國道縣四夷述四十卷の大著があるが、この貞元十道錄は浩瀚な四十卷の書物の中から當時に必要な事項を選択して十分一の大きさに壓縮したものである。第一卷は總論で、第二卷より第四卷までの三卷は十道を標準にして、各州各縣の四

至や道里の數を詳述したものであるといふ。

次に諸道山河地名要略の方は、この殘卷の末に書名を記してゐるので、韋澳の撰した要略であることがわかるのである。この書は唐書の藝文志によると九卷あつて、一に處分語と稱したといふ。この殘卷はその第二卷に當り前の部分が缺けてゐる。河東道の太原府と、晉・代・雲・朔・嵐・蔚・潞の七州を留存してゐる。終の蔚潞兩州には處分語なる項があるから韋澳の書であること、いよいよ明らかである。韋氏は宣・懿兩朝に仕へた人であるが、この殘卷の末尾に「八月七日戊辰記」とあるのから推算すると、八月七日が戊辰であるのは咸通九年に當るから、その頃までに作製せられてゐたことも判明するのである。ともかく從來名のみ知られてゐたこの地理書が、たとへ殘卷とはいへ發見せられたことは喜ぶべきことである。この殘卷は鳴沙石室遺書にその景印本が收められてゐる。羅氏が定めて貞元十道錄とした總志も、この要略も、共にペリオ氏の採集する所であつて、パリの國立圖書館に保管してゐるはずである。

次は地方志であるが、殆どは敦煌地方のものである。第一に擧げねばならないのは沙州都督府圖經である。ペリオ氏の採集にかかるもので、いち早く端方氏がペリオ氏に請うて寫真にとり、一九〇九年（宣統元年）羅氏が沙州志と題し、その活字印本を刊行した。即ち敦煌石室遺書所收本である。その四年後一九一三年（民國二年）に刊行した鳴沙石室遺書にはその景印本を收めてゐるが、この時は沙州圖經と改名したのである。一方この殘卷の獲得者ペリオ氏も、この書をえた一九〇八年に早くもハノイのフランス極東學院の學報に紹介してゐる。そして、ペリオ氏はこの書を段國の沙州記と考へたが、それは武斷も甚しい。この殘卷を通覽すればすぐ判るやうに、この中には開元四年の事柄が記されてゐるのだから、段國が二百年後の事を豫見してゐたことになる。大體地理書

には後世の附益が多いものではあるが、この殘卷を段氏の書と考へるのは無理である。そこで八年後の一九一六年に、亞洲學報で再びこの書を論じた際には、羅氏の暫定的な命名に賛成してゐるのである。しかもこの暫定的な名稱を確定的なものにした。といふのは、ペリオ番號で二〇〇五號のもの外に、ペリオコレクション中の一寫本（P二六九五號）に「沙州都督府圖經卷第三」とあるのをもつて來て確定的な名稱にしたのである。この沙州都督府圖經卷第三なる遺書は、ペリオ採集敦煌書目によると「甘露右武德六年六月」に始まり、「具件如上訖」に終る。中に陽關の遺址などを記せるよりみれば壽昌縣境の記事に屬する。この名稱の明らかな地志と、名稱不明のP二〇〇五號とが果して同書であるか否か、實物を見てゐない私には納得しかねる點がないではないが、ペリオ氏の鑑定に信をおいてこの名稱を採用することにしよう。ともかくこの書の出現によつて、方志の形態なり内容なりが、よほどはつきり知られるやうになつた。内容の記事から判斷して開元時代、たとへおそくみても天寶時代のものとなし得るのである。まづ唐代前半期の方志の標本として珍重すべき逸品である。以下に列擧する沙州關係の方志も大體はこの圖經をもとにしてゐるやうに思はれる。

方志の第二はスタイン氏の採集に係るもので、スタイン蒐集漢文書S九三六號としてロンドンの大英博物館に保存されてゐるはすの方志である。嘗て羽田博士が「唐光啓元年書寫沙州・伊州地志殘卷」として小川博士還曆紀念史學地理學論叢に於て紹介せられたものである。それは一九三〇年のことであるが、それより二年後にロンドンの東洋學報第六卷に於てチャイルス氏によつて同寫本の解説が行はれてゐる。前者にもこの寫本の首尾の寫眞が載つてゐるが、後者には全體の寫眞が掲げてあるからわれわれにとつて好都合である。記事の中で最も遅いデイトは宣宗の大中四年（西紀八五〇年）であり、書寫の年代は僖宗の光啓元年（八八五年）であるから、形式的には

この書はこの中間三十五年の間に作製されたものとなしうであらう。晚唐の方志の標本といふことができる。次は同じくチャイルス氏がその翌年のロンドンの東洋學報第七卷に發表した方志であつて、その體裁から考へて恐らく前者の前に續くものらしい。尤も完全には連續せず、中間が若干缺けてゐる。

方志の第四はスタイン蒐集文書五四八號の敦煌錄で、その活字印本が、羅振玉氏の一九二五年に刊行せる、敦煌石室碎金に收められてゐる。一九一四年チャイルス氏によつて發表され、當時アメリカに滞在せる胡適氏の批評を経て更に翌年チャイルス氏の新研究となつて公表せられた。兩年の王立アジア協會雜誌に掲載せられてゐる。その記事の中に、唐末懿・僖兩宗頃の人で、歸義軍諸軍事判官であつた張球のことが見えてゐるから、その製作年代は前二者に遅れると考へられる。

第五には羽田博士編敦煌遺書活字本第一集のはじめに收めてゐる沙州地志殘卷で、ペリオ蒐集漢文書第二六九一號に當る。羽田博士の解題に「此の書の内容は單に地志の記載に止まらずして諸種の事項を雜載したるものなるが如し」とあるやうに、今まで列擧して來た四種の殘卷と同様に、純粹なる地理書とすることは些か躊躇せざるをえないのである。だが殘存の部分には地理的記載が豊富であるから、暫く地理書的一種と考へておかう。殘卷の第二・三行に記する所によつて、五代漢の乾祐二年（西紀九四九年）の撰にかかることを知る。

第六は敦煌乃至沙州の地志ではないが、羅氏が先には西州志として敦煌石室遺書に收め、後には西州圖經と改題して鳴沙石室遺書に收めた地志殘卷である。羅氏は記事内容より考へて、中唐期の作品としてゐる。トルファンから天山を越えてジムサヘ行く諸道、東南敦煌への道、又西方カラシャールへの道などを記し、續いて窟院や塔を述べた部分を留めてゐる、極めて有用にして貴重な資料である。ペリオコレクション第二〇〇九號である。

敦煌石室遺書中、地理類に屬するものとしては、上述の如く總志が二種、方志が六種（沙州都督府圖經を二種と數へれば七種）あつたのであるが、向達氏の探訪の功によつて、更に方志一種が加へられたのである。しかも特筆すべきことは、從來の地志がすべて殘缺せるものなるに對して、この新たに發見せられた壽昌縣地鏡なるものが首尾完具せることである。今この新資料を以て上述の方志と比較する時、何人も直ちにこの方志が、第二のS九三六號と同系統のものなることを見出すであらう。更に子細に點檢するならば、排列の順序に若干前後する所があり、字句の出入異同があるが、全く同一の方志といはざるをえないのである。従つてこの新資料の出現によつて、S九三六號はその前部の缺失部分を補足することが可能になつたわけである。また第三のS七八八號の後半は、この新資料の前部數行に相當するものであつて、兩者相對比することによつて發明する所少くないのである。いま三者を比較する便宜のために、S九三六號をA、S七八八號をB、新出資料壽昌縣地鏡をCと呼ぶことにしよう。AはCの龍勒泉以下の部分を存し、BはCの黑（Bでは單に作る）鼻山以前を留めてゐる。即ちAとBとの間には姚閣山、龍勒山、西紫亭山、大澤、曲澤の五項が斷絶してゐるのである。だがAの末の方即ち伊州志の部分に姚閣山と紫亭山とがまぎれ込んでゐる。しかも沙州東南姚閣山去州一百八十里とあつて、大變な誤を犯してゐる。Cに見ゆる如く姚閣山は壽昌縣の東南一百八十里に位置するのであつて、沙州即ち敦煌縣の東南一百八十里に在るのではない。壽昌縣は沙州治の西南百二十里——Cの首端に西北去州一百二十里とあるのは東北の誤であつて、Bが正しい——に在るから、壽昌の東南は、ほぼ沙州の西南に當る。Aは沙州と壽昌とを混亂して記述せるものである。次の紫亭山も亦同様である。ともかく姚閣・紫亭の兩山が當然位置すべき場所に排列されず、またそのため誤を犯してゐるのだが、記事は存してゐるのである。次に龍勒泉以下の排列順序を比較す

ると、無齒澗の次にCでは玉門關と破羌亭——Cには破羌の二字が缺けてゐるが、注記によつて破羌亭なることは明らかである——の二項があるが、Aには見えない。しかるにBをみると里鼻山の前に玉門關があり、その前に破羌亭が存する。従つてAの缺けてゐる部分に玉門關と破羌亭が含まれてゐたと考へられるのである。AとCとの排列上のちがひであつて、Aにはもともと玉門關と破羌亭の記事が缺如してゐたとはいへないのである。次にCでは大渠の次に石門澗を置いてゐるが、Aにはその間に長口渠がはさまつてゐる。石城以下は大體同じであるがCには故屯城の次に西壽昌城があるのに、それがAでは脱落してゐる。そこで、さきの玉門關・破羌亭の場合のやうにBの中に留存してゐないだらうかと疑はれるのである。そこでBをみると

寺一永安 鎮二龍勒 堡五 西壽昌……西關……

とあつて、堡五の一つに西壽昌が數へられてゐる。またCの如く西壽昌城の下に注記が見えないのである。だが次行に眼を轉ずると、

金烽卅四 柵二 鎮三 城縣

とあつて、城縣の下に「西廿五里武德八年置」といふ雙行の注がある。そこで前行の西壽昌と適當に結びつけて

西壽昌城縣西廿五里  
武德八年置

とすればCと同じ結構になる。尤もCの方では廿が北の字になつてをり、武德が漢武となつてをり、年の下に朔の字がある。漢武は明かに誤であつてBに従ふべきであらう。廿と北とは孰れが是か判定しえぬ。ともかくBには本來、西壽昌城の記事がありながら發見できなかったのである。チャイルス氏もこの二行を翻譯するに當つて非常に難澁してゐる。向達氏の提供したC資料によつてはじめてBのこの兩行が解讀できる機縁が與へられたの

である。○を媒介にして考へると、前の行の西壽昌と共に、その上の堡五も一緒に次行の城縣の上へ移動させるべきかと思ふ。さうすると鎮二が龍勒と西關、つづいて成三が大水・西子亭・紫金となり、烽卅四柵二堡五となり至極平明となる。難澁を極めたヂヤイルス氏の解釋を救ふこともできるのである。ただ次の鎮三は○にも見えないから重出の衍文として削つてよいのかも知れない。ただ氣になるのは、前の行では鎮二で、ここは鎮三である、事によると後の鎮は別の字かも知れぬ。この三から思合はされるのは、里卑山といふ山の名の出現するまでに西壽昌城・破羌亭・玉門關の三つの地名が並べられてゐることである。西壽昌城は沙州の西境にあり、恐らくかつての陽關か或は陽關近傍の地に、唐初武徳八年に創置せられた關門であらうと思はれる。そして漢代の陽關と同じく所謂天山南道の關隘をなすものであつたらう。破羌亭はその名稱縁起からも想像されるやうに、青海方面への關門をなすものであつたらう。次の玉門關はいふまでもなく西域への門戸であつて、北道の關隘である。かくみてくると、この三地は壽昌縣境上の西・東・北に在つて緊要な地位を占めてゐるのである。鎮の字はまさに適當と思はれるが、既に前行に鎮二とあり龍勒・西關が擧げられてゐる以上、鎮三の方は何かの誤でなければならぬ。全くの衍字として除き去ることも、上述のやうな事情で敢行しかねる。勿論鎮三を残すとすれば、この二字は堡五の下に移さねばならぬ。

以上○を媒介にしてA・Bを再査したのであるが、それによるとAとBとは一連のものであることがわかつたのである。もしさうでないならば、AとBとの間に記事の重複がありさうなものである。AにあることはBに全くなく、Bに記せることはAでは全然言及してゐない。AとBとの間には、龍勒山・大澤・曲澤の記事、スペースにして一行分あれば完全に連結できるのである。そしてBの前半は沙州敦煌縣の記事で貳師泉・東鹽池・西鹽池・北鹽池・土河・興胡泊・闕家・玉女泉等の項目が見える。Aの伊州志の如く、もとは沙州志として完備してゐたものと思はれる。

この記事の配置に關して、ついでに申添へておきたいことがある。それは純然な方志ではないが、地理的記載が豊富なので、かりに沙州地志殘卷と稱してゐる第五の方志である。その壽昌縣の部分と〇とを比較すると全く同じ配置である。ただ〇に見える石城以下の本來壽昌縣の境域に入らぬものは除かれてゐる。また△にあつて〇になかつた長口渠は、この沙州地志殘卷にも見えない。この地志はただ單に地名と縣治からの方角距離を記すのみで、かの貞元十道錄の結構と全く同じであることが注意される。末尾に玉門關・破羌亭・西壽昌城が並んでゐるが、この三者が△系（A・B系）の地志では里鼻山の前に移されてゐるのである。沙州地志殘卷は今いふ如く地名と方向距離のみを記した肉付のない骨骼だけであつて、西壽昌城の次に「一々細說別有本」とことわつてゐる。すると本とはこの〇或は其系統の地志をさすものの如くである。ともかく〇の出現によつて、沙州地志殘卷の本づく所も見當がつくやうになつたのである。尤も沙州地志殘卷には壽昌縣のみではなく、その前に沙州敦煌縣の記事がある。京師及び洛陽との距離、次に四至、次に甘泉・貳師泉・東鹽池・西鹽池・北鹽池・玉女泉・興胡泊・闕家・河倉城等より望山に至る地名が掲げられ、沙州からの方向距離が注記されてゐる。スタイン氏採集のB本と對照して、所謂細說を補ひるのである。更にペリオ氏採集の沙州都督府圖經によつても、もとの形を復原することが可能になるやうであつて、津々たる興味を誘發せられるのである。さてこの骨骼だけの地志は、はじめに沙州城土鏡と記してゐるが、これが或は一々細說別有本といふ、そのもとの地理書名稱であるのかも知れぬ。向達氏の紹介した新地理書が壽昌縣地鏡と稱してゐるのと思合して一考を要することではなからうか。沙州地志殘卷は一々細說別有本と一應しめくりをつけた後に常樂縣東去瓜州一百五十里と書きつきかけて斷絶してゐる。常樂縣云々は瓜州土鏡乃至は常樂縣地鏡ともいふべきものの抄きかきを作らうとして中斷したもの（の如くである）。

かくの如く壽昌縣地鏡の出現は、從來の敦煌遺書に對しても新しい知見を提供するものであつて、更に原本が公表せられるならば、異同の校合などにも少からぬ裨益を與へることであらう。例へば玉門關の設置を元鼎九年としてゐるが、果して原本が然るか否か、いささか疑なきをえぬので、直ちにこれをもつて論證を展開することは暫くさしひかへねばならぬかと思ふ。前掲の地鏡本文は、一二字誤と思はれるものを正し、脱字と思はれるものを補つておいた（括弧内の字がさうである）。圖書季刊發表のものの忠實な移録でないことをこゝわつておく。いふまでもなく訓點は讀者の便宜のために附したものである。原文がえられぬために、無理な訓點を施したところもある。ただ筆者の老婆心に出づるものとして諒承願ひたい。

この地鏡の書寫年代は末行の題跋によつて五代晉の天福十年（西紀九四五年）であることが明らかである。A地志に遅れること六十年である。しかもその内容は、Cが建中初年に吐蕃に陥つた記事に止るのに對し、A・B系の地志が大中年間に張議潮が收復したことまでを記してゐるのである。この差異は地志の系統を考へる上に興味ある事柄であるが、今は暫くそのちがひを指摘するだけに止めておかう。ともかく書寫の古いA・B系の方が却つて新しい史實まで記してゐるといふことになる。このC本を書寫して壽昌縣令の張某に上つた州學の博士翟なる人は、千佛洞の題名や石室遺書に散見する翟奉達であらうと想像される。向達氏の考證する所によると、翟奉達は天福十年には六十三歳であつたといふ。

この地鏡を紹介するだけのつもりで筆を執つたのであるが、あまりにも滋味多き資料であるために若干の感慨を陳ねる次第となつた。爲に無味な冗文になり下り、讀者諸氏の倦怠を招いたかをおそれる。筆をおくにあたりこの新資料を公表された向達氏に遙かに敬意を表すると共に、それを登載せる圖書季刊を惠寄せられた張鳳舉先生に重ねて深き感謝を捧げたい。